

境港市立第三中学校いじめ防止基本方針

境港市立第三中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

本校では、生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、全ての生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組む中で、学びの質を高めながら心豊かに成長していくことができるよう、国・鳥取県・境港市・家庭・地域社会・その他の関係者の連携の下、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処・対策を総合的かつ効果的に推進するため、境港市立第三中学校いじめ防止基本方針を改訂する。

1 いじめの定義と認知

(1)いじめの定義

いじめは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 2条1項)

(2)積極的ないじめの認知と態様

いじめの認知は、特定の教職員が行うことなく、学校いじめ対策組織(本校では「いじめ防止対策委員会」という。以下、いじめ防止対策委員会と表記)を活用して行う。いじめの態様には以下のものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

2 いじめに対する基本的な認識

- (1)いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- (2)いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。
- (3)いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。
- (4)積極的にいじめを認知することで、早期に組織で対応し、深刻・重大ないじめを引き起こさない。
- (5)いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、いじめを認識しながら放置することがないよう、生徒のいじめ問題に対する理解を深めることが大切である。
- (6)いじめの防止や解決は、学校だけではなく、生徒、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの立場からその責

務を果たし連携して取り組むことが大切である。

- (7) 生徒に関わる様々な情報交換やいじめの未然防止に向けた取り組みなど、小中学校が連携し、いじめ防止対策に取り組む。
- (8) 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われる。いじめの問題もこの例外ではなく、大人の「心豊かで安全・安心な社会をつくる」とする認識の共有が不可欠である。

3 いじめ防止のための組織

(1) 校内体制

いじめ防止のために、「いじめ防止対策委員会」を設置する。その構成員は次のとおりとする(中心となる担当者は教頭とする)。

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、各部長、特別支援教育コーディネータ、教育相談担当、部活動担当、SC、SSW、その他必要に応じて

(3) 役割

①未然防止

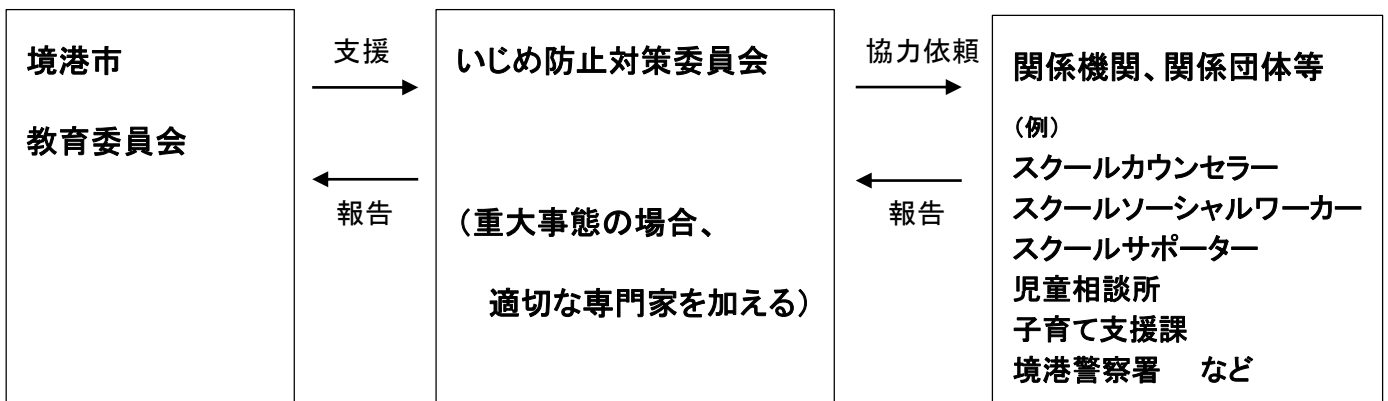
いじめの定義、判断基準や事例を教職員に周知し、いじめが起きにくい、いじめを許さない学校環境づくり・組織づくりを行う。

②早期発見

いじめと疑われる事案の情報収集を行い、組織に集められた情報の整理・記録と共有化を図り、いじめであるか否かの判断を行う。

③早期対応・事案対応

いじめ事案に関する情報の迅速な共有、及び関係生徒に対する事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に行う。



4 未然防止の取組

- (1) 生徒が、友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全な学校生活を送り、規則正しい態度で主体的に活動できることがいじめ防止の基本であると考え、魅力ある学校づくりに努める。
- (2) 管理職はリーダーシップを発揮し、いじめに関する教職員の意識向上、情報共有といった環境醸成に努める。
- (3) いじめ防止は、人権を守る取組であり、教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚を持って生徒の指導に当た

る。そのための校内研修を企画実施する。

- (4) 配慮が必要な生徒について、教職員がその状況を十分に理解し、細心の注意を払って対応する。
- (5) 生徒の豊かな心を育てるとともに、自他を尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (6) 生徒会との連携や全教育活動を通じて、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。そのために、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動やいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等のいじめの防止に資する主体的な活動に取り組み、いじめに直面したときに適切な行動ができる生徒の育成を目指す。
- (7) 情報モラル教育、インターネット利用についての啓発を、様々な機会を捉えて積極的に推進する。
- (8) 心理検査等の諸検査を活用して、学級集団や生徒個々の理解を深めるように努める。

5 早期発見

(1) 早期発見の基本

- ・生徒のささいな言動などの変化に気づく。
- ・気づいた情報を確実に教職員・保護者で共有する。
- ・情報に基づき速やかに適切な対応をとる。

- (2) 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や信号を見逃さないようアンテナを高く保つことはもちろんのこと、定期的なアンケート調査や計画的な教育相談の実施、また気になる様子が見られる生徒がいた場合の面談等、生徒がいじめを訴えやすい相談体制を整備することでいじめの早期発見に努める。
- (3) 朝学活での出席確認時の声や表情、授業中や休憩時間の様子、保健室への来室状況など生徒のささいな言動の変化を見過ごさないようにする。
- (4) 生徒に対して、傍観者や観衆とならずに教職員等へ相談するなどいじめを止めさせるための行動の重要性を指導する。
- (5) 毎週実施する主事・主任会、定期的な不登校対策委員会、毎月開催する職員会で気がかりな生徒の情報を全職員で共有する。
- (6) いじめが疑われる事案については速やかに教頭に報告し、教頭は「いじめ防止対策委員会」を招集して状況を確認するとともにその対応を協議する。

6 早期対応・事案対処

- (1) いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、情報について速やかに「いじめ防止対策委員会」で協議し、組織的な対応をする。
- (2) 生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無等事実確認を行い、その結果を教育委員会に報告する。なお教職員は、いじめに係る情報を適切に記録する。
- (3) いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、及び再発を防止するため、専門家の協力を得ながら、いじめを受けた生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (4) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめと認められるときは、境港警察署と連携して対処する。特に、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに境港警察署に通報し、援助を要請する。
- (5) 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合がある。必要があると認めるときは、いじめを行った生徒に対して、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた生徒のみならず他の生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じる。また、教職員は、いじめを行った生徒に対して、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、保護者や専門機関等との連携をとりながら毅然とした態度で指導・対応を行う。

- (6)いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題や、はやし立てたり面白がったりする存在、周辺で黙認する存在、傍観者にも留意し、必要に応じて集団全体への働きかけを行う。そして、いじめが解消するまで、継続的に見守り支援を行う。

7 重大事態への対処等

- (1)重大事態とは
- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると学校および教育委員会が認めるとき。
 - ・いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると学校および教育委員会が認めるとき。
- (2)重大事態発生時の対応は概ね次のとおりとする。
- ① 的確な情報収集
 - ② 緊急校内組織の対策会議(いじめ防止対策委員会)の開催、教育委員会への報告
 - ③ 調査による実態把握
 - ④ 解決に向けた指導・支援、事実関係の説明
 - ⑤ 継続指導・経過観察
 - ⑥ 再発防止(いじめをなくすための工夫)
 - ⑦ 教育委員会への報告
- (3)「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、すみやかに止めることを最優先する。一人で制止できそうになれば、他の教職員の応援を求める。
- (4)生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに境港警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (5)境港市教育委員会と連携をとりながら必要な対応を行うとともに、当事者の保護者に十分な配慮をして状況を伝える。
- (6)加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果をあげることが困難と考える場合、あるいはいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、境港市教育委員会とも連絡を取り、境港警察署と相談して対処する。

8 ネット上のいじめへの対応

- (1)学校単独での対応が困難と判断した場合には、境港市教育委員会と相談しながら対応を考える。(参考:文部科学省『学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集』)
- (2)必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めたり、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに境港警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- (3)ライン等、閉ざされたグループでのいじめについては、ネットパトロールでは、発見できないので、普段より教職員がアンテナを高く張り、生徒たちからの情報をキャッチするよう努める。

9 地域や家庭との連携について

- (1)個人懇談やPTA活動、部活動保護者会などのあらゆる機会を活用して、普段から保護者との連携を十分に図るよう努める。
- (2)学校ホームページや学校だより、学年・学級通信などをとおして適切な情報提供を行うと共に、地域の行事などにも積極的に参加して、地域住民との連携を深める。
- (3)いじめ問題が発見したときには、家庭との連携をより密にし、問題解決に向けた学校の取組についての情報を伝えるとともに、該当生徒の家庭での様子や友達関係についての情報を集め、家庭と連携して早期の解決に努める。

10 関係機関等との連携

いじめ防止の取組を実施するときやいじめが発見された場合には、その内容や関わる生徒・保護者の実態等に応じて、次の関係専門機関の協力や助言を仰ぐ。

- ・境港市教育委員会 ・鳥取県警本部、境港警察署 ・児童相談所 ・境港市 ・西部サポートセンター
- ・いじめ問題検証委員会(人権局) ・法務局 ・専門家(弁護士、精神科医、小児科医、臨床心理士、SSW 等)
- ・地域(PTA、青少年健全育成組織、児童民生委員、主任児童委員 等)

おわりに

この「境港市立第三中学校いじめ防止基本方針」は平成29年12月14日に改訂し、境港市教育委員会に提出すると同時に、学校ホームページでも公開した。